

東京都麻しん・風しん対策会議設置要綱

(制定) 26 福保健感第526号

平成26年10月3日

(一部改正) 31 福保健感第471号

令和元年7月2日

(一部改正) 3 福保健感第850号

令和3年7月12日

(一部改正) 5 福保感防第648号

令和5年5月18日

(目的)

第1条 麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）及び風しんに関する特定感染症予防指針（平成26年厚生労働省告示第122号）に基づき、麻しん及び風しん排除の達成に向け、麻しん及び風しんの発生状況並びに区市町村の定期予防接種の進捗状況等を評価するとともに、予防接種率の向上及び効果的な普及啓発による協議を行い、都内における麻しん及び風しん対策の推進に寄与する。

(協議事項)

第2条 東京都麻しん・風しん対策会議（以下「会議」という。）は、次の事項について協議検討を行う。

- 一 都内における麻しん及び風しんの発生動向について
- 二 都内の区市町村における麻しん及び風しんの定期予防接種の進捗状況等について
- 三 麻しん及び風しんの予防等に関する普及啓発について
- 四 都内及び職域における麻しん及び風しん対策の実施に係る関係者間の連携協力について
- 五 その他麻しん及び風しん対策の推進に関する事項について

(構成)

第3条 都内における麻しん及び風しん対策を効果的に推進するため、会議は、感染症及び疫学情報に関する専門家、医療関係者（医師会、産業医、学校保健及び予防接種等）、医薬品（ワクチン）製造販売事業者、教育及び保育関係者（学校関係者、保育施設関係者及び保護者）、事業者団体、保険者、保健所及び行政機関関係者（区市町村及び都）、その他必要と認める者のうちから、保健医療局長が委嘱又は任命する委員により構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は東京都保健医療局技監をもって充てる。
- 3 副座長は座長の指名により選任する。
- 4 座長は、会議を代表し会務を総理する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(参考人の出席等)

第6条 座長は、第3に定める委員のほか、麻しん及び風しん対策の推進に係る検討に必要と認める場合に参考人の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議並びに会議記録及び会議に係る資料(以下「会議記録等」という。)は、公開とする。ただし、座長、副座長又は委員の発議により、出席委員の過半数により議決したときは、会議記録等の全部又は一部を公開しないことができる。

- 2 会議記録等を公開する場合には、座長は必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、東京都保健医療局感染症対策部防疫課とする。

- 2 会議の効率的な運営のため必要な場合には、運営業務の一部について委託により実施することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、第3条中「保健医療局長」とあるのは、「福祉保健局長」とする。
- 3 この要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、第5条及び第8条中「保健医療局」とあるのは、「福祉保健局」とする。
- 4 この要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、第8条中「防疫課」とあるのは、「防疫・情報管理課」とする。